

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国公立高次病院医療機材整備計画準備調査

案件番号：19a00896

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年1月15日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年1月15日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国公立高次病院医療機材整備計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2021年2月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部 契約第一課 佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
  - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
  - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
    - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
    - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
    - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
    - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件  
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格  
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
  - 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除  
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。  
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
（特定の排除者はありません。）
- (4) 共同企業体の結成の可否  
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。  
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。  
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。  
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認  
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年1月22日（水） 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして  
います。

- (3) 回答方法：2020年1月27日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年1月31日（金） 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重な  
って同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封し  
て、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント  
等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想  
定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
カトマンズ市外病院調査（現地再委託経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 NPR 1 = 0.968830円
- b) US\$ 1 = 109.485000円
- c) EUR 1 = 120.522000円

5) その他留意事項

特になし。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点  
に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザ  
ル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参  
照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／機材計画Ⅰ
- b) 機材計画Ⅱ

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.9 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差(%)に応じた価格点**

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。

- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年2月14日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜  
ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ  
の対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに  
準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る  
目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は  
便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若し  
くは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを  
不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係  
を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれ  
に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  
及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11  
日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる  
体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関  
連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法  
令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、  
本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、  
本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施  
機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本  
件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される  
場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政  
府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）  
に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガ  
イドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提  
出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件  
業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- 2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業  
務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果  
に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を  
含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務

の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 13 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1) 類似業務の経験  
注) 類似業務：保健医療機材に係る O/D、D/D、SV
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
  - 1) 業務実施の基本方針
  - 2) 業務実施の方法
    - 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
  - 3) 作業計画
  - 4) 要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
  - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 業務管理体制の選択  
本案件では、業務管理グループの適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加<sub>点</sub>」を参照ください。
  - 2) 評価対象業務従事者の経歴  
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
    - 業務主任者／機材計画Ⅰ
    - 機材計画Ⅱ

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／機材計画Ⅰ）】

    - a) 類似業務経験の分野：業務主任者／医療機材に関する業務
    - b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及びその他開発途上国
    - c) 語学能力：英語
    - d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 機材計画Ⅱ】

    - a) 類似業務経験の分野：医療機材計画に関する業務
    - b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及びその他開発途上国
    - c) 語学能力：語学評価せず

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用

関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- |   |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。</p> <p>注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。</p> <p>注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。</p> <p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	3	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(60)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(40)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／機材計画Ⅰ</u>	(40)	(16)
ア) 類似業務の経験	16	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	8	3
オ) その他学位、資格等	6	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	( )	(16)
ア) 類似業務の経験		7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		2
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		3
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>機材計画Ⅱ</u></b>	(20)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	4	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

## 第3 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

ネパール連邦民主共和国は、南アジア地域の最貧国の1つである。人間開発指数は189か国中149位（UNDP、2018年）にとどまり、基礎的な社会サービスである保健医療分野に多くの課題を抱えている。当国政府の第14次3か年計画（2016/17-18/19）では、「すべての国民に対して、基礎保健サービスから高次医療サービスに亘って質の高い医療を提供する」ことが目標として掲げられている。かかる目標の達成に向け、ネパール政府は「保健セクター戦略（2015年～2020年）」（Nepal Health Sector Strategy。以下「NHSS」という。）を策定し、課題解決に取り組んでいる。

特に、NHSSの重点戦略の一つとして、感染性疾患から非感染性疾患（Non-Communicable Diseases。以下「NCDs」という。）への急速な疾病構造変化への対策が挙げられる。NCDsによる死亡は2010年時点の51%から、2014年には60%に及ぶと推計されており（WHO,2014年）、2015/16年度における当国医療施設の入院患者の8割以上が、NCDsによるものであり、新規外来患者数もNCDs患者数が感染症患者数を上回っている（JICA、2017年）。また、首都カトマンズのスラムに居住する貧困層の約3人に1人が喫煙、飲酒、運動不足等のNCDsのリスクとなる生活習慣があることが判明している（Oli、2013年）。当国では、保険制度の適用により貧困層も同国内の18の公立高次病院を比較的廉価で利用できる。しかし、NCDsの専門診断・治療に必要な医療機材の不足や老朽化により、公立病院におけるNCDsへの診断・治療サービスの提供が不十分な状況に陥っている。

上記を踏まえ、「高次病院医療機材整備計画」（以下「本事業」という。）は、当国内の公立高次病院に対し、NCDsを対象とした保健サービスの強化に資する医療機材を整備するものであり、NHSS達成において優先度の高い事業として位置付けられる。

「公立高次病院医療機材整備計画準備調査」（以下、本業務）は、本事業実施の必要性和妥当性を確認のうえ、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施する。

### 2. プロジェクトの概要

#### （1）事業の目的：

本事業は、当国内の公立高次病院を対象に医療機材の整備を行うことにより、同病院の提供するNCDs診断・治療体制の強化を図り、もって同国の保健・医療サービスの質の向上に寄与するもの。

#### （2）期待される成果：

公立高次病院を対象にNCDs診療用医療機材が整備される。

#### （3）事業内容（詳細は本調査で確認）

##### 1）機材等の内容

核磁気共鳴装置（MRI）（約3か所）、CTスキャン（約4か所）、デジタルX線撮影装置（約5か所）、ジェネレーター、UPS（無停電電源装置）、AVR（自動電圧調整装置）等の電力安定化装置（要否は本調査で確認）等

## 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 詳細設計、入札補助、調達監理

### (4) 対象地域 (サイト) :

ネパール国 カトマンズ市 (人口約97万人)、バラトプール市 (人口約28万人)、ラリトプール市 (人口約28万人)、バクタプール市 (人口約8万人)、シユクラガンダキ市 (人口約3.7万人)、ダラン市 (人口約14万人)、バンケ郡 (人口約50万人)、チャンダナト郡 (人口約6千人) のうち、本業務を通じて対象の絞り込みを行う。

調査対象病院は以下に列記した12病院とするが、本調査を通じ、調査対象病院に優先順位付けを行い、協力対象病院の絞り込みを行う。なお、第3業務実施上の条件3. (1) 1) で参考資料としている” Survey Report on Medical Facility and Equipment of Specialized and Top Referral Public Hospitals in Kathmandu Valley, 2019” において情報収集の対象となっているManmohan Cardiothoracic, Vascular and Transplant Centre (MCVTC)についても将来的な対象病院となる可能性があることから、本業務における調査対象病院とし、状況によっては協力対象病院とすることも検討する。

なお、機材の適切な運用・維持管理に必要な組織・人員体制の充実度及び予算確保の確実性の観点からカトマンズ盆地の病院を協力対象とすることを基本とするが、地方部の調査対象病院については現段階で十分な情報がないことから、今後の案件検討にも資する病院の運営状況にかかる基礎的な情報 (既存機材の種類及び利用・維持管理状況、病院の運営 (財政・組織・人員等) 状況、患者数 (入院、通院、手術、検査にかかる過年度からの推移を含む)、医療提供レベル、他ドナー動向、当該地域における位置づけ等) 収集を行うこととする。また、調査対象病院及び協力機材の優先順位づけについては、病院選定クライテリアを現地調査実施前に検討したうえで検討することとし、同時に機材の適切な運用・維持管理能力 (組織・人員体制及び予算) の有無、機材の維持管理・保守契約のスムーズな実施可否等についても考慮する。

本調査においては過去の当国における教訓を踏まえ、当国における医療体制に係る政策と現状を確認し、中長期的な運用・維持管理の可能性を踏まえたうえで、重要性が高くかつ運用能力を備えた対象病院の選定、機材の選定を行うとともに、医療従事者に対する教育・研修機能についても検討する。

#### (カトマンズ市内)

- ・バクタプール臓器移植センター
- ・パタン病院
- ・パロパカール産婦人科病院
- ・国立外傷センター
- ・ビル病院
- ・シャヒド ガンガラル国立心臓センター
- ・カンティ小児病院

#### (カトマンズ市外)

- ・BPコイララ保健科学研究所
- ・BPコイララがん科記念病院

- ・ GPコイララ呼吸器科病院
- ・ スシル コイララプラカールがん科病院
- ・ カルナリ保健科学アカデミー

#### (5) プロジェクト実施体制

- 1) 主管官庁：保健人口省（Ministry of Health and Population）
- 2) 他機関との役割分担：本調査にて要確認（保健人口省が窓口としてとりまとめの責任を担い、調査対象病院のうち協力対象となった病院が調達機材の運用・維持管理を行うことを想定。）

#### (6) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

##### 1) 我が国の主な援助活動

###### ア. 無償資金協力

(ア) 「ネパール地震災害復旧・復興計画（プログラム無償）」（2016年G/A締結）：ビル病院第3棟の復旧、パロパカール産婦人科病院の主要病棟の再建が含まれる。

(イ) 「トリブバン大学教育病院医療機材整備計画」（2016年G/A締結）

###### イ. 技術協力

(ア) 医学教育プロジェクト（1980-1996年）

トリブバン大学教育病院（TUTH）に対し、臨床における基本的診断・検査・治療の技術の強化や、病院管理・看護管理・機材保守管理の改善などにかかる人材育成を支援。

##### 2) 他ドナー等の援助活動

世界銀行、イギリス開発省、ドイツ復興金融公庫、ワクチンと予防接種のための世界同盟（GAVI Alliance）等がNHSSに対する財政支援を実施している。また、米国国際開発庁、国連児童基金、世界保健機関、ドイツ国際協力公社、韓国国際協力事業団、イギリス開発省等が保健行政、衛生、母子保健の分野で技術協力を実施している。

### 3. 業務の目的

施設・機材等調達方式無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運用・維持管理等の留意事項、事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、「公立高次病院医療機材整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がネパール側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方法、方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法、調査項目

本業務においては、①概略設計、準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（2回に分けて行い、1回目で調査対象病院の踏査を行い協力対象病院及び機材の選定クライテリアを明確にし、先方政府と合意、2回目で協力対象病院の調査、協議、情報収集を行い、概略設計について先方と合意）、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（3回目）、の3回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。また、本調査の対象となる12病院から協力対象病院を選定するクライテリアについてもプロポーザルで提案し、契約後にJICAとの協議を踏まえて最終化することを想定する。なお、第3業務実施上の条件3.（1）1）で参考資料としている” Survey Report on Medical Facility and Equipment of Specialized and Top Referral Public Hospitals in Kathmandu Valley, 2019”において情報収集の対象となっているManmohan Cardiothoracic, Vascular and Transplant Centre (MCVTC)についても将来的な対象病院となる可能性があることから、本業務における調査対象病院とし、状況によっては協力対象病院とすることも検討する。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の各過程で随時十分JICAと協議しながら策定すること。

なお、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

#### 1) 現地調査（1回目）派遣前

「インセプション・レポート」を取りまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。また、13の調査対象病院について、協力対象病院絞り込みのクライテリアを検討し、事前に十分JICAと協議する。

機材の適切な運用・維持管理に必要な組織・人員体制の充実度及び予算確保の確実性の観点からカトマンズ盆地の病院を協力対象とすることを基本とするが、地方部の調査対象病院については現段階で十分な情報がないことから、今後の案件検討にも資する病院の運営状況にかかる基礎的な情報（既存機材の種類及び利用・維持管理状況、病院の運営（財政・組織・人員等）状況、患者数（入院、通院、手術、検査にかかる過年度からの推移を含む）、医療提供レベル、他ドナー動向、当該地域における位置づけ等）収集を行うこととする。また、調査対象病院及び協力機材の優先順位づけについては、病院選定クライテリアを現地調査実施前に検討したうえで検討することとし、同時に機材の適切な運用・維持管理能力（組織・人員体制及び予算）の有無、機材の維持管理・保守契約のスムーズな実施可否等についても考慮する。

また、同国においては、私立病院・公立病院の種別が曖昧な場合があることから、調査対象病院が資金協力の対象足り得るか、各病院の種別を慎重に調査する。

- 2) 現地調査（1回目）帰国時  
現地調査結果を記述した「第一回現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、協力対象病院の選定、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
  - 3) 現地調査（1回目）帰国後  
協力対象病院の選定等、プロジェクト内容・方針について関係者を含めた会議を行う。
  - 4) 現地調査（2回目）派遣前  
第二回現地調査計画を作成し、対処方針会議を実施する。
  - 5) 現地調査（2回目）帰国時  
現地調査結果を記述した「第二回現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、対象病院及び整備機材について基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
  - 6) 現地調査（2回目）帰国後  
プロジェクト内容等の概略設計方針について関係者を含めた設計・積算方針会議を行う。
  - 7) 現地調査（3回目）派遣前  
計画内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。
  - 8) 現地調査（3回目）帰国時  
先方政府との「準備調査報告書（案）」の協議結果を報告する。
- (3) 調査実施方針
- 以下の1)～10)の観点から調査を実施する。また、以下の1)～7)の観点を踏まえ、調査対象病院に優先順位付けを行い、協力対象病院の絞り込みを行う。
- 1) 妥当性の確認  
ネパール及び各市における開発計画、保健医療セクター計画、周辺の医療施設の概況（入院患者数、外来患者数、手術件数、検査件数等）等を確認し、特にNCDsの診断・治療体制の強化という観点から本事業の無償資金協力としての妥当性を確認する。なお、外傷に関する同国政府の対応についても確認する。さらに、ネパールが定める各医療施設基準や医療機材配置基準及び各市における医療施設・機材の運営・運用及び維持管理体制等を確認するとともに、レファラル体制と本件対象施設の位置づけ及び求められる役割を確認するとともに、計画に反映させる。
  - 2) 協力内容の確認と調達機材検討  
診察、検査、治療に必要な医療機材が想定されているが、病院全体のサービス提供内容、医療従事者の技術レベル及び維持管理能力等を確認して調達機材を検討する。機材選定に当たっては、各市内にある他の三次レベルの病院に整備されている機材、あるいは対象病院へ現状整備されている機材を参考にする。また、医療機材運用のための給電状況、電圧変動、停電頻度等を確認し、それ



に応じた機材の計画につき適切な電力安定化装置の設置を含めて検討する。また、機材活用に関するネパール側の運用能力についても慎重に検討する。

3) ネパール側の実施体制の確認

本事業実施に係る人員・予算確保の計画や、機材の運用・維持管理体制、病院機能を支えるインフラの整備状況（上水道、電力、停電時対応）等を確認し、自家用電源（ジェネレーター）、電力安定化装置の設置を含めて適切に計画に反映させる。調査対象病院の医療従事者の能力等ソフト面も加えた各病院の機能の現状及び今後必要な人員配置を含め、NCDs対策の全体像を念頭に置いたうえで情報収集及び協議を行い、協力のスコープを確定する。

4) 他ドナーによる支援内容の確認

震災後、ネパールには国際社会から数多くの支援がなされているため、他ドナーの関連事業において、協力内容の重複等がないよう確認を行い、日本側協力内容を検討する。

5) 調達的前提条件等、補強・改修に関する確認

本事業では、CTやMRI、デジタルX線撮影装置等、高重量かつX線を用いる機材の納入を想定している。これら機材の据付計画の検討にあたっては、その設置場所の決定に際して、既存施設の床・梁等が機材重量に耐えられるかを確認、また壁面に放射線や磁気防護工事の要否、各メーカー代理店がこれらの工事を実施する能力があるか調査し、据付段階の工事実施も想定した計画内容とする。大規模な改修を伴う工事が必要になる場合は協力対象病院選定の際の優先度を下げることにも検討する。また今後起こりうる新たな震災に関するリスクを確認し、リスクの大きい病院は協力対象から外すことも検討する。

現地調査（1回目）において震災リスク、耐震性等建築の観点から施設本体の状況を確認し、現地調査（2回目）では機材の据え付けを念頭においた施設側の設備の状況を確認することを想定する。

6) 機材の維持管理

機材の運用、維持管理体制を確認し、対象医療施設が自立的・持続的に運用・維持管理ができるような機材計画を策定する。また機材調達後に適切な運用・維持管理がなされるように維持管理計画を策定し、実施機関に対して人員配置や予算確保を含む適切な維持管理の実施を求める。

また、必要に応じてソフトコンポーネントを通じて運用・維持管理能力の向上を支援する必要性を調査する。

同国政府の医療機材の保守管理に関する規定を参照の上、保守契約を付帯することが規定されている医療機材、もしくは保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、現地における保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。保守付帯契約については参考資料「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照のこと。

7) 本業務の実施体制

本業務の実施にあたっては、効率的な業務実施体制を検討する。特に地方のサイトを含むことから、ローカルコンサルタントの活用など、効率性にも配慮した調査計画にも留意する。

8) 効果指標

本事業を通じた開発効果を適切に計測するため、定量、定性指標の十分な検

討を行う。特にNCDsに関する対応能力が強化されたかどうか、また、住民への医療サービスへのアクセス改善に貢献したかについて、指標が入手可能であるかどうかも含めて、現地で確認し、先方と合意する。

9) ソフトコンポーネント計画

機材のメンテナンス等、ソフトコンポーネントについて先方の要請を確認のうえ、その必要性や内容について検討する。その際、現地医療従事者が運営・維持管理可能な医療機材及び将来的なメンテナンスを踏まえたスペアパーツの入手可否を確認のうえ、機材の検討を行うよう留意する。なお、現在関連する技術協力プロジェクトは行われていないが、他ドナーとの関係性や先方の要望に留意しつつ、将来的な技術協力との相乗効果を見据えた連携可能性も念頭に置いたうえで協力準備調査にて検討し、本事業で先方政府が運営維持管理可能となるよう、必要なソフトコンポーネントについて計画し、提案する。先方の医療人材の能力強化・育成のニーズを確認する。

10) 要請書の取付け

本事業は現段階では正式な要請書が未接到である。JICAが本件調査実施中に要請書の早期提出を保健人口省へ促すにあたり、コンサルタントは要請書の内容の技術的整理・支援を行う。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### (1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

また、13の調査対象病院について、協力対象病院絞り込みのクライテリアを検討し、事前に十分JICAと協議する。機材の運用・維持管理にかかる人員体制、実施監理の効率性の観点からカトマンズ盆地の病院を協力対象とすることを基本とするが、地方部の調査対象病院については現段階で十分な情報がないことから、今後の案件検討にも資する病院の運営状況にかかる基礎的な情報（機材の設置・利用状況、病院の運営状況、財政・人材面、患者数、医療提供レベル、他ドナー動向、当該地域における位置づけ等）収集を行い、協力対象病院たりうるか確認する。この際実施監理の効率性や維持管理・保守契約のスムーズな実施可否、機材の活用能力等についても考慮する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

本プロジェクトに関連する政策、保健医療状況を確認し、必要性・妥当性を整理する。

#### 1) ネパール医療セクター上位計画の概要と協力案件の位置付け

- ①保健医療にかかる政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要
- ②保健医療体制（公的病院の数、リファラルシステムの状況、保健行政、保健人材、予算等）

#### 2) 対象地域の状況調査

- ①保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、貧困度など）
- ②保健医療サービス（組織体制、保健医療施設数（政府系・民間）、病床数、医療従事者、入院・外来患者数、入院・外来疾患、死亡原因、リファラル体制、診察料など）
- ③既存病院周辺、並びに近隣州の情報（地理的状況、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- ④既存施設の機材の現状及び活用状況
- ⑤既存施設の医療従事者の技術レベル等
- ⑥既存施設の役割

#### 3) ネパール保健医療セクターに対する我が国及び他国・民間企業/団体による援助動向

①他国の援助動向と我が国の役割分担の確認

4) ネパール保健医療セクターにおける本プロジェクトの位置づけ

(4) プロジェクトの実施体制の確認

各プロジェクトに関する以下の状況及び実施体制を確認し、関係機関がプロジェクトの実施に必要な人的能力、財務力、技術力を備えているかを精査する。

- ① 保健人口省、関連省庁、対象病院との関係性とプロジェクト実施にかかる役割分担
- ②対象病院の組織・権限・人員構成、近年の財政・予算状況
- ③医療サービスの提供状況、技術水準
- ④人材の雇用・配置・育成の状況
- ⑤既存施設の強度・機材の活用状況
- ⑥対象病院周辺、並びに近隣州の地理的情報（地理的状況、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- ⑦近隣の病院や同レベル病院の医療サービス提供状況（活用状況、機材品目、仕様、提供サービス）
- ⑧維持管理体制（人員配置・予算確保の状況、修理や消耗品等の追加的購入が必要になった際の対応フロー、予防メンテナンスの状況、維持管理実施の実状、機材の廃棄状況等）

(5) サイト状況（水質、電力状況等）調査

調査対象病院の所在地の給排水・水質、電力状況、電圧変動等を調査し、プロジェクト実施に影響を与える要因を検討する。

(6) 機材計画調査

- 1) 既存の機材のメーカー・数量・稼働状況、配置予定部門の状況の確認
- 2) 医療機材の稼働に不可欠である、対象施設の役割、協力機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、協力機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、クライテリアに関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。
- 3) 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、調達方法、調達機関、調達価格、輸送費、免税措置、現地代理店の有無、関連法令、保険など）を行う。
- 4) 資機材・消耗品・スペアパーツ等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材及び保守契約の内容、保守契約を履行できる現地業者の有無等を考慮した調達方法の検討
- 5) 調達に係る資機材の輸送経路及び方法の検討
- 6) 機材据付に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用の確認
- 7) 機材の配置場所（病院・部門）及び運用にかかる人員配置計画（特に画像診断、臨床検査、手術室、集中治療室の医療従事者）の確認

8) 保守契約附帯の要否の検討（対象医療機材、契約内容、期間、費用、現地代理店、実施体制

(7) プロジェクト内容の計画策定 調査

現地調査（1回目）の結果を踏まえ、帰国後10営業日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 全体計画

現存機材の種類・数量・稼働状況、人員配置、提供医療サービス、技術力等に関する調査の結果を踏まえ、協力機材の無償資金協力による調達適否を検討する。また、調査対象病院のうち、協力対象病院の絞り込みを行う。

2) 基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画される事業の内容の基本計画を検討する。

① 機材調達計画

機材の必要性・活用計画、既存施設における機材活用状況および老朽化の具合、消耗品やメンテナンスサービスの入手可能性を含む維持管理の現実性、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・機材計画（内容、数量、使用部門、優先順位等）
- ・調達事情調査（上記6.（6）参照）
- ・消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・人員及び機材の配置計画場所
- ・機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・保守管理契約（対象医療機材、契約内容、期間、費用、現地代理店）

② 概略設計図の策定

設備計画については、先方整備基準等を確認のうえ、機材設置場所の床・梁等が機材重量に耐えられるか、また壁面への放射線防護工事の要否を調査し、先方政府による工事実施が技術的、財政的に可能であるかどうか、現地業者の実施能力を含め、確認する。先方政府による実施が困難な場合は、工事に必要な資機材調達や設備整備を日本側事業に含める等、無償資金協力の対象として計画する事業の範囲について検討・確認する。

(8) 技術支援の必要性の有無と内容

機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「5. 実施方法・方針及び留意事項」の「(3) 調達実施方針」の「7」ソフトコンポーネント計画」、及び「ソフトコンポーネントガイドライン(2010年版)」を参照のこと。

## (9)税金情報の収集整理

無償資金協力事業で調達される財・サービスに対し、先方政府は免税を確保することを基本原則としていることから、本プロジェクトの実施で生じる各種税についてどのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。これら免税情報は現地JICA事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、既存情報の収集と情報アップデートを行う。調査終了時には収集した情報を取りまとめJICA事務所へ報告する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめる。

### (10) プロジェクトの維持管理計画

対象病院が行う施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。その際には、人件費だけでなく、スペアパーツや消耗品類の入手方法についても確認する。また確実な維持管理のための費用を先方政府と確認し、収支計画を確認したうえで維持管理費等の先方負担部分の事業費を算出する。

### (11) プロジェクトの概略事業費

我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び維持管理費を積算する。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

設計・積算については入札に対応できる精度を確保する。コスト縮減の可能性については十分検討すること。

#### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの「機材編」（2019年10月）を参照して積算を行う。同マニュアルは以下のURLを参照のこと。

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/sekisan\\_01.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html)

### (12) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。指標の設定に際しては、第1回現地調査時点で適切な指標を整理し、帰国報告会にてJICAへ説明すること。

### (13) ジェンダー課題に関する調査

- 1) ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- 2) 機材計画に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(14) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、概要説明を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と概要説明段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(15) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(16) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(17) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をネパール政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(18) 準備調査報告書等の作成

ネパール政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(10)を成果品とする。成果品は2021年2月28日までに提出する。その他の報告書等は現地渡航スケジュールおよびJICAとの関連会議（対処方針会議・帰国報告会・設計積算方針会議等）の日程を踏まえ余裕をもって提出することとするが、(1)(2)は現地調査①の2週間程度前、(3)は各現地調査帰国後2週間以内、等を目安に第一ドラフトをJICAに提出し内容の調整を行う。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| (1) 業務計画書                                  | : 和文3部                   |
| (2) インセプション・レポート                           | : 英文12部 (うち先方政府分10部)     |
| (3) 現地調査結果概要                               | : 和文8部                   |
| (4) 準備調査報告書 (案)                            | : 和文8部                   |
|  | : 英文12部 (うち先方政府分10部)     |
| (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書                       | : 和文2部                   |
| (6) 概要資料                                   | : 和文1部及びCD-R 1枚          |
| (7) 準備調査報告書                                | : 和文 (製本版) 8部及びCD-R 1枚   |
|  | : 英文 (製本版) 14部及びCD-R 3枚  |
|  | (うち先方政府分製本版8部、CD-R 2枚)   |
|  | : 和文 (簡易製本版) 2部及びCD-R 1枚 |
| (8) 機材仕様書                                  | : 和文3部                   |
|  | : 英文4部 (うち先方政府分2部)       |
| (9) デジタル画像集                                | : CD-R 2枚 (デジタル画像40枚程度)  |
| (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 | : 電子データ提出                |
| (11) 免税情報シート                               | : 電子データ提出                |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICAに提出する。(4) 準備調査報告書 (案)、及び(7) 準備調査報告書 (案を含む) 及び(8) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。

注3) (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書については「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の機材編 (2019年10月) を、その他については「無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドライン (2019年4月)」に準拠することとする。

注4) (7) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製



本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画（案）

2020年3月下旬より国内事前準備を開始し、2020年4月上旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2020年10月上旬までに概略事業費積算を行い、2020年10月下旬には準備調査報告書（案）説明、2020年12月上旬までに概要資料を、2021年2月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期	2020年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2021年 1月	2月
(概略設計調査)													
事前準備		□											
現地調査① (OD①)			■										
国内作業				□									
現地調査② (OD②)					■								
国内解析						□							
概略設計 ドラフト説明 (DOD)										■			
国内整理											□		
概要資料提出												△	
最終報告書提出													▲

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約14.7M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

1) 分野構成：

- ア. 業務主任者/機材計画Ⅰ（2号）（評価対象者）
- イ. 機材計画Ⅱ（3号）（評価対象者）
- ウ. 調達計画/積算
- エ. 保健医療計画
- オ. 建築計画/設備計画

注1) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

注2)「オ. 建築計画/設備計画」は、機材の設置等に支障のある箇所がないか、念のために確認を行い、必要に応じて床・梁等の補強、改修の規模、難易度、概算コスト等を検討する。

- 2) 現地調査 (第1回) : ア～オ
- 3) 現地調査 (第2回) : ア～オ
- 4) 現地調査 (第3回) : ア、イ

### 3. 参考資料

#### (1) 配布資料

(JICA人間開発部保健第二グループ保健第四チーム (TEL:03-5226-8349) にて配布します。)

- 1) Survey Report on Medical Facility and Equipment of Specialized and Top Referral Public Hospitals in Kathmandu Valley, 2019
- 2) 調査対象病院マップ

#### (2) 公開資料

以下の資料についてはJICA図書館ポータルにて閲覧可能

- 1) ネパール連邦民主共和国 救急医療・災害医療にかかる情報収集・確認調査  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12292900.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12292900.pdf)
- 2) NEPAL HEALTH SECTOR STRATEGY, 2015-2020  
[http://www.nationalplanningcycles.org/sites/default/files/planning\\_cycle\\_repository/nepal/nhss-english-book-final-4-21-2016.pdf](http://www.nationalplanningcycles.org/sites/default/files/planning_cycle_repository/nepal/nhss-english-book-final-4-21-2016.pdf)
- 3) ネパール連邦民主共和国トリブバン大学教育病院医療機材整備計画準備調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12262606.pdf>
- 4) ネパール地震復旧・復興計画事業事前評価表  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1560420\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1560420_1_s.pdf)
- 5) ネパール地震復旧・復興計画  
[https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12293171\\_01.pdf](https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12293171_01.pdf)  
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12339750.pdf>

### 4. JICA等からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

#### (1) 現地調査 (OD①及び②)

- 1) 団員構成 : ア. 総括 (JICA)  
イ. 技術参与 (JICA)  
ウ. 計画管理 (JICA)
- 2) 調査行程 : 計約12日間
- 3) 目的 : 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる。

#### (2) 準備調査報告書案説明 (DOD)

- 1) 団員構成 : ア. 総括 (JICA)  
イ. 技術参与 (JICA)  
ウ. 計画管理 (JICA)

- 2) 調査行程：約8日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2019年4月）の様式-2および様式-3（2018年11月）を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。JICA安全対策措置の行動規範に沿い、安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

### (4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### (5) 再委託

本業務の実施にあたっては、調査の効率性を考慮し、カトマンズ市外の病院の調査については必要に応じて現地再委託を認める。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。再委託の対象はカトマンズ市外の5病院とし、1日1病院を踏査する想定で移動時間を含め7日間を目安とする。

以上



